

(別紙様式1)

平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名：富山県
農業委員会名：魚津市農業委員会

I 法令事務に関する点検

1 総会等の開催及び議事録の作製

(1) 総会等の開催日・公開である旨の周知状況

- ア 周知している イ 周知していない又は周知していなかった

| | |
|----------------|---|
| 周知の方法 | 市掲示板へ総会の開催期日、場所等について公告周知しており、公開である旨は魚津市農業委員会総会規則の第14条をもって傍聴人規定を定めることにより公開としている。 |
| 改善措置 | — |
| 周知していない場合、その理由 | — |

(2) 総会等の議事録の作製

- ア 作製している イ 作製していない又は作製していなかった

| | |
|------------|--------|
| 作製までに要した期間 | 平均約30日 |
| 改善措置 | — |

※ 作製までに要した期間については、議事録の作製の手続及びそれに要した平均日数を記入

(3) 議事録の内容

- ア 詳細なものを作製している イ 概要のみで作製している又は作製していた

| | |
|------|---|
| 改善措置 | — |
|------|---|

(4) 議事録の公表

- ア 公表している イ 公表していない又は公表していなかった

| | |
|-------|--------------------------|
| 公表の方法 | 市掲示板へ議事録の縦覧について公告を行っている。 |
| 改善措置 | — |

2 事務に関する点検

(1) 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 22件、うち許可 22件及び不許可 0件)

| 点検項目 | | 具体的な内容 | | | | | |
|--------------|--------------------|--|---------|-----|----------|--|--|
| 事実関係の確認 | 実施状況 | 申請書類、農地基本台帳等に基づき内容の確認、審査を行うとともに、地区担当農業委員、月担当農業委員及び事務局員が現地調査を行い、確認している。 | | | | | |
| | 是正措置 | — | | | | | |
| 総会等での審議 | 実施状況 | 事務局より審査基準項目に基づき申請内容等を説明し、地区担当農業委員から現地確認による報告を受けた上で審議している。 | | | | | |
| | 是正措置 | — | | | | | |
| 申請者への審議結果の通知 | 実施状況 | 申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数 | | 0件 | | | |
| | 不許可処分の理由の詳細を説明した件数 | | | 0件 | | | |
| 審議結果等の公表 | 是正措置 | — | | | | | |
| | 実施状況 | 総会議事録を作成し、公告縦覧している。 | | | | | |
| 処理期間 | 実施状況 | 標準処理期間 | 申請書受理から | 30日 | 処理期間(平均) | | |
| | 是正措置 | — | | | | | |

(2) 農地転用に関する事務（意見を付して知事への送付）

(1年間の処理件数: 53件)

| 点検項目 | | 具体的な内容 | | | |
|----------|------|--|---------------------|---|----------|
| 事実関係の確認 | 実施状況 | 申請書類、農地基本台帳等に基づき内容の確認、審査を行うとともに、地区担当農業委員、月担当農業委員及び事務局員が現地調査を行い、確認している。 | | | |
| | 是正措置 | — | | | |
| 総会等での審議 | 実施状況 | 事務局より審査基準項目に基づき申請内容等を説明し、地区担当農業委員から現地確認による報告を受けた上で審議している。 | | | |
| | 是正措置 | — | | | |
| 審議結果等の公表 | 実施状況 | 総会議事録を作成し、公告縦覧している。 | | | |
| | 是正措置 | — | | | |
| 処理期間 | 実施状況 | 標準処理期間 | 申請書受理から (特に定めなし) | 日 | 処理期間(平均) |
| | 是正措置 | — | | | |

(3) 農業生産法人からの報告への対応

| 点検項目 | 実施状況 | |
|-----------------|--|-------|
| 農業生産法人からの報告について | 管内の農業生産法人数 | 10 法人 |
| | うち報告書提出農業生産法人数 | 9 法人 |
| | うち報告書の督促を行った農業生産法人数 | 0 法人 |
| | うち督促後に報告書を提出した農業生産法人数 | 0 法人 |
| | うち報告書を提出しなかった農業生産法人 | 0 法人 |
| | 提出しなかった理由 1法人は農地を有しない農業生産法人であるため報告は不要としており、督促も行っていない。 | |
| 農業生産法人の状況について | 対応方針 | 報告不要 |
| | 農業生産法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農業生産法人数 | 0 法人 |
| | 対応状況 | — |

(4) 情報の提供等

| 点検項目 | 具体的な内容 | | |
|---------------|--------|---|--------------------|
| 賃借料情報の調査・提供 | 実施状況 | 調査対象賃貸借件数 1439筆(件) | 公表時期 平成28年1月 |
| | | 情報の提供方法:公示(市、農協等)、ホームページ等への掲載、チラシの設置等(農業委員会事務局) | |
| | 是正措置 | — | |
| 農地の権利移動等の状況把握 | 実施状況 | 調査対象権利移動等件数 75件 | 取りまとめ時期 平成28年3月 |
| | | 情報の活用方法:富山税務署からの情報提供依頼による報告 | |
| | 是正措置 | — | |
| 農地基本台帳の整備 | 実施状況 | 整備対象農地面積 2,275ha | 整備方法 システム |
| | | データ更新: 隨時更新 | |
| | 是正措置 | — | |

※農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画の決定

(1年間の処理件数:262件、うち決定262件)

| 点検項目 | | 具体的な内容 |
|----------|------|---|
| 事実関係の確認 | 実施状況 | 農用地利用集積計画の記載内容を確認するとともに、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているか確認している。 |
| | 是正措置 | — |
| 総会等での審議 | 実施状況 | 関係法令・審査基準に基づき、議案ごとに審議している。 |
| | 是正措置 | — |
| 審議結果等の公表 | 実施状況 | 議事録に記載の上公表している。 |
| | 是正措置 | — |

(5) 地域の農業者等からの意見等

| | |
|-----------------|----|
| 農地法第3条に基づく許可事務 | なし |
| 農地転用に関する事務 | なし |
| 農業生産法人からの報告への対応 | なし |
| 情報の提供等 | なし |
| その他法令事務に関するもの | なし |

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

II 法令事務(遊休農地に関する措置)に関する評価

1 現状及び課題

| 現 状 (平成27年1月現在) | 管内の農地面積(A) 1,863ha | 遊休農地面積(B) 6.9ha | 割合(B/A×100) 0.37% |
|--------------------|--|--------------------|----------------------|
| 課 題 | 26年度は耕作放棄地の全体調査の見直しを行い、新たな耕作放棄地も含め77,281m ² を確認し、うち8,087m ² が営農再開や転用等により減少したことにより、本市内の遊休農地は69,194m ² (うち農業振興地域内42,413m ²)となっている。 遊休農地の解消、耕作放棄地の復元等は、繁茂した草や灌木等を刈払いするだけの対応では、再び遊休農地化することが懸念される。そのため、筆ごとにその原因を究明し適切な対策を講ずるとともに営農継続計画の策定やその実効性が担保される体制の整備が必要である。 また、長期間放棄された農地を農作物等の栽培可能な状態まで復元するには、ある程度の期間を要することから、所有者のみならず地域や解消後の営農予定者等との協議を十分に行い共通理解の下で関係者が連携して継続的な取り組みをし推進していかなければならない。 | | |

※ 遊休農地面積は、農地法第30条第1項及び第2項に規定する農地の利用状況調査により把握した同条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成27年度の目標及び実績

| 目 標① | 実 績② | 達成状況(②/①×100) |
|-------|-------|---------------|
| 1.2ha | 1.4ha | 116.66% |

※1 目標欄には、別紙様式2のIの(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に1の遊休農地面積をどの程度減少させたかを記入

3 2の目標の達成に向けた活動

| 活動計画 | 農地の利用状況調査 | 調査実施時期 | | 調査員数(実数) | 調査結果取りまとめ時期 |
|------|-----------|---|--|------------------|---|
| | | 8月～9月 | | 18人(及び事務局員3名) | 10月～12月 |
| | 調査方法 | 実施時期 | ・遊休農地情報等の洗出し及びデータの取りまとめ:5～7月 ・利用状況等調査実施計画の策定:7～8月 ・利用状況等調査の実施:8～9月 ・実施結果の取りまとめ:10～12月 | 体制 | ・遊休農地情報等の洗出し及び取りまとめ:地区担当委員、事務局 ・利用状況等調査の実施(4回程度実施) |
| | 遊休農地への指導 | 実施時期: 月～月 | | | |
| 活動実績 | 農地の利用状況調査 | 調査実施時期 | 調査員数(実数) | 調査結果取りまとめ時期 | |
| | | 8月～9月 | 16人(及び事務局員4名) | 9月～12月 | |
| | 調査方法 | 7～8月 8月26日・8月27日・9月29日・9月30日 10～12月 | 遊休農地情報等の洗出し、取りまとめ及び利用状況等調査 実施計画の策定 利用状況等調査の実施 実施結果の取りまとめ等 | | |
| | 遊休農地への指導 | 実施時期: ～月 | | | |
| | | 指導件数: | 件 | 指導面積: | ha |
| | | 遊休農地である旨の通知 | 件数: | 件 | 面積: ha |
| | | 農業上の利用の増進を図るために必要な措置を講すべきことの勧告 | 件数: | 件 | 面積: ha |
| | | その他の取組状況 | 1～2月 | 利用意向調査の実施及び取りまとめ | |

※ その他の取組状況欄には、農地の利用状況調査以外の遊休農地に対する監視活動を記入

4 評価の案

| | | | |
|------------|---|--|--|
| 目標に対する評価の案 | 耕作放棄地の解消に対する目標は達成でた。今後も県の補助事業に取り組むなど、解消に努めたい。 | | |
| 活動に対する評価の案 | 農地利用状況調査については例年どおり実施できた。昨年度実施した利用意向調査により遊休農地の解消が見られたものの、新たな遊休農地の発生もあった。今後は、意向調査を踏まえた対策が課題である。 | | |

5 地域の農業者等からの意見等

| | |
|---------------|----|
| 目標の評価案に対する意見等 | なし |
| 活動の評価案に対する意見等 | なし |

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

6 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

| | |
|----------|---|
| 目標に対する評価 | 耕作放棄地の解消に対する目標は達成でた。今後も県の補助事業に取り組むなど、解消に努めていきたい。 |
| 活動に対する評価 | 農地利用状況調査については例年どおり実施できた。昨年度実施した利用意向調査により遊休農地の解消が見られたものの、新たな遊休農地の発生もあった。今後は、意向調査を踏まえた対策が課題である。 |

III 促進等事務に関する評価

1 認定農業者等担い手の育成及び確保

(1) 現状及び課題

| 現 状 (平成27年3月現在) | 農家数 うち主業農家 農業生産法人数 | 886戸 133戸 10法人 | 認定農業者 63経営 | 特定農業法人 4法人 | 特定農業団体 2団体 |
|--------------------|---|----------------------|---------------|---------------|---------------|
| 課 題 | 認定農業者数は、平成19年までは増加傾向にあったが、ここ数年はほぼ横ばいの状況である。認定農業者の増加に向け、人・農地プランで位置付けられた担い手の認定取得等について指導や助言を促進していくことが大切である。 集落営農組織は、一部地区を除くほぼ市全域で組織されているが、作業受委託や機械の共同利用等を中心とした協業型、機械共同利用型の任意組織が多くを占める。今後は経営の安定化及び効率化ための法人化をはじめ農地の利用集積による経営規模の拡大を一層推進していくなければならない。 農業従事者の減少、高齢化、後継者不足等によりこれまで以上に担い手の確保が困難な状況であり、地域農業の担い手としての集落営農組織の強化に努めなければならない。また、次代を担う新規就農者の育成・確保に努めることも重要である。 | | | | |

※ 農業者や農業経営体の把握時点が異なる場合には、欄外にそれぞれの把握時点を注記

(2) 平成27年度の目標及び実績

| | 認定農業者 | 特定農業法人 | 特定農業団体 |
|-------------------|-------|--------|--------|
| 目 標 ① | 2経営 | 1法人 | 1団体 |
| 実 績 ② | 5経営 | △3法人 | 0団体 |
| 達成状況 (②/①×100) | 250% | △300% | 0% |

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの1の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の認定農業者、特定農業法人及び特定農業団体をどの程度増加させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

| | 認定農業者 | 特定農業法人 | 特定農業団体 |
|------|--|---|---|
| 活動計画 | <ul style="list-style-type: none"> ・人・農地プラン等による担い手候補者リストの作成:4~6月 ・農業経営改善に関する指導、相談:随時 ・情報提供活動:随時 ・意見交換会の開催:3月 | <ul style="list-style-type: none"> ・農業経営改善に関する指導、相談:随時 ・情報提供活動:随時 ・意見交換会の開催:3月 | <ul style="list-style-type: none"> ・農業経営改善に関する指導、相談:随時 ・情報提供活動:随時 ・意見交換会の開催:3月 |
| 活動実績 | <ul style="list-style-type: none"> ・農業経営改善に関する指導、相談:随時 ・情報提供活動:随時 ・担い手候補者リストの作成:4月 ・意見交換会を開催:3月9日 ・集落座談会による関係資料の配布:2~3月 | | |

(4) 評価の案

| | 認定農業者 | 特定農業法人 | 特定農業団体 |
|------------|--|---|---|
| 目標に対する評価の案 | 平成19年までは増加傾向にあり、以降は集落営農組織の法人化等により微増、微減を繰り返す停滞状態が続いているが、国の政策変更などに伴い増加傾向が見られる。 | 目標が達成ができなかった。今後、目標達成するには特定農業法人の有益性を検証し、アピールしていく必要がある。 | 農業政策が目まぐるしく変化する情勢にあって、中長期的な経営等計画を立てることが難しいこと等から特定農業団体の設立に至るまでの地域合意がなされなかった。 |
| 活動に対する評価の案 | ほぼ計画どおり活動に取り組んだが、今後も積極的に取り組んでいく必要がある。 | ほぼ計画どおり活動に取り組んだが、今後どのように活動していくか検討する必要がある。 | ほぼ計画どおり活動に取り組んだが、今後どのように活動していくか検討する必要がある。 |

(5) 地域の農業者等からの意見等

| | |
|---------------|----|
| 目標の評価案に対する意見等 | なし |
| 活動の評価案に対する意見等 | なし |

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

| | 認定農業者 | 特定農業法人 | 特定農業団体 |
|----------|--|---|---|
| 目標に対する評価 | 平成19年までは増加傾向にあり、以降は集落営農組織の法人化等により微増、微減を繰り返す停滞状態が続いていたが、国の政策変更などに伴い増加傾向が見られる。 | 目標が達成ができなかった。今後、目標達成するには特定農業法人の有益性を検証し、アピールしていく必要がある。 | 農業政策が目まぐるしく変化する情勢にあって、中長期的な経営等計画を立てることが難しいこと等から特定農業団体の設立に至るまでの地域合意がなされなかつた。 |
| 活動に対する評価 | ほぼ計画どおり活動に取り組んだが、今後も積極的に取り組んでいく必要がある。 | ほぼ計画どおり活動に取り組んだが、今後どのように活動していくか検討する必要がある。 | ほぼ計画どおり活動に取り組んだが、今後どのように活動していくか検討する必要がある。 |

2 担い手への農地の利用集積

(1) 現状及び課題

| 現 状 (平成27年1月現在) | 管内の農地面積 | これまでの集積面積 | 集積率 |
|--------------------|--|-----------|--------|
| | 1,863ha | 750.2ha | 40.30% |
| 課 題 | <p>農業者数の減少(農林業センサス 販売農家戸数 H17:1,228戸→H22:886戸)に加え、販売農家の兼業農家率が86.5%と高く、本市農業の振興を図る上で、認定農業者や集落営農組織等の担い手の育成が重要であり、効率的かつ安定的な農業経営を行うための農地の利用集積や面的集積を促進しなければならない。</p> <p>しかし、認定農業者や集落営農組織等の経営体数の増加が難しいことや農地の資産的な保有傾向が強いこと等から新規の利用権設定が進みにくい状況にある。</p> <p>利用集積に係る情報の収集や掘り起こし活動を推進し、出し手と受け手を適切に結び付けるため、農地中間管理事業等の取り組みを強化する必要がある。</p> | | |

※ これまでの集積面積は、把握時点において担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

(2) 平成27年度の目標及び実績

| 目 標① | 実 績② | 達成状況(②／①×100) |
|------|-------|---------------|
| 30ha | 6.5ha | 21.67% |

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの2の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の集積面積をどの程度増加させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

| | |
|------|--|
| 活動計画 | <ul style="list-style-type: none"> ・農地集積の斡旋、仲介:随時 ・農地の集積、貸付等の意向調査:12月 ・情報提供活動:随時 ・意見交換会の開催:3月 |
| 活動実績 | <ul style="list-style-type: none"> ・農地集積の斡旋、仲介:随時 ・農地の集積、貸付等の意向調査:随時 ・情報提供活動:随時 ・意見交換会の開催:3月9日 |

(4) 評価の案

| | |
|------------|--|
| 目標に対する評価の案 | 農地利用集積は、目標を上回ることができなかった。 10年の貸付期間や自留地面積の制限など、農地中間管理機構への集積条件をクリアできない案件が多かったことが考えられる。 |
| 活動に対する評価の案 | ほぼ計画どおり活動に取り組んだが、今後も積極的に取り組んでいく必要がある。 |

(5) 地域の農業者等からの意見等

| | |
|-------------------|----|
| 目標の評価案に 対する意見等 | なし |
| 活動の評価案に 対する意見等 | なし |

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

| | |
|----------|--|
| 目標に対する評価 | 農地利用集積は、目標を上回ることができなかった。 10年の貸付期間や自留地面積の制限など、農地中間管理機構への集積条件をクリアできない案件が多かったことが考えられる。 |
| 活動に対する評価 | ほぼ計画どおり活動に取り組んだが、今後も積極的に取り組んでいく必要がある。 |

3 違反転用への適正な対応

(1) 現状及び課題

| 現 状 (平成27年1月現在) | 管内の農地面積(A) 1,863ha | 違反転用面積(B) 2.7ha | 割合(B/A×100) 0.14% |
|--------------------|---|--------------------|----------------------|
| 課 題 | <p>農業委員会の調査、監視活動だけでは、過去に違反転用された物件等の把握は難しく遅々として進まない状況にある。</p> <p>違反転用の主な用途は、資材置場や青空駐車場でありこれを中心として調査、監視活動を推進していく必要がある。</p> <p>また、少數ではあるが、住宅等の建設に係る転用においても許可面積を超える農地をまたぐ建設が行われている等の事案も見受けられる。</p> <p>農業委員会による活動だけでは状況把握することが困難であり、土地改良区や農協等関係機関との協力体制を整備しなければならない。</p> | | |

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

(2) 平成27年度の目標及び実績

| 目 標① | 実 績② | 達成状況(②/①×100) |
|------|------|---------------|
| 1ha | 0ha | 0% |

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの3の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の違反転用面積をどの程度減少させたかを記入

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

| | |
|------|---|
| 活動計画 | <ul style="list-style-type: none"> ・農地パトロールの実施:8~9月 ・改善、復元等に向けた是正指導:11~3月 　　違反の是正の意向、是正までのスケジュール等の聞き取り ・違反転用の発生防止に向けた取組:12月 　　リーフレット等による周知 |
| 活動実績 | 台帳で整理されている違反転用は過去からの様々な経緯で中々解消できないが、新規に確認された違反転用4,636m ² (14件)については、指導を行い追認許可を行った。 |

(4) 評価の案

| | |
|------------|--|
| 目標に対する評価の案 | 過去から台帳で整理されている違反転用は、農地法に基づく転用や原状回復等の是正処理がなかなか進まない。また、違反転用の状況収集も容易ではない。 |
| 活動に対する評価の案 | ほぼ計画どおり活動に取り組んだが、今後も積極的に取り組んでいく必要がある。 |

(5) 地域の農業者等からの意見等

| | |
|---------------|----|
| 目標の評価案に対する意見等 | なし |
| 活動の評価案に対する意見等 | なし |

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

| | |
|------------|--|
| 目標に対する評価結果 | 過去から台帳で整理されている違反転用は、農地法に基づく転用や原状回復等の是正処理がなかなか進まない。また、違反転用の状況収集も容易ではない。 |
| 活動に対する評価結果 | ほぼ計画どおり活動に取り組んだが、今後も積極的に取り組んでいく必要がある。 |